

令和 4 年 6 月 2 日

保護者 様

和歌山県立桐蔭中学校  
校長 笹井 晋吾

### 学校における抗原簡易キットを用いた検査の実施について

平素は、本校の教育活動に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

さて、本校においては、児童生徒や教職員の安全を確保するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、抗原簡易キットによる検査を行えるよう体制を整えました。

本検査は、短時間の簡易な検査で感染の有無の早期確認ができるものであり、登校後に発熱等風邪の症状が見られ、保護者の方が迎えに来ることができないなど速やかな受診が困難な場合に限り、学校（校外学習や修学旅行などの校外での学習の際は、学習先）において検査を行うこととします。

検査の概要は下記のとおりですので、お読みいただき、お子さまともよく話し合ってください。検査実施を希望する場合は、6月10日までに同意書の提出をお願いします。抗原簡易キットによる検査を希望しない場合は、同意書の提出は不要です。

### 記

#### 【検査の実施対象となる者】

登校後に、新型コロナウイルス感染症の初期症状の可能性のある体調不良（咳・咽頭痛・発熱等）を生じた生徒で、直ちに医療機関の受診ができない生徒。

※ 症状については、他にも頭痛や関節痛、下痢等の症状やこれらの症状のうちの一つだけが見られる場合（複合的な症状ではない場合）も考えられます。ただし、無症状の場合は、本キットによる検査には適していません。

#### 【検査実施方法】

- ・検査は鼻腔ぬぐい液採取で行います。
- ・鼻腔ぬぐい液採取とは、鼻から綿棒を2cm程度挿入し、5回転させ、5秒程度静置して検体を採取する方法で、基本的に生徒本人が行います。

### 【検査実施のイメージ】

- ① 学校において、同意書により、検査実施への保護者の同意を確認する。
  - ※ 保護者の同意が無い場合は、本人が希望しても検査を実施できません。体調不良が生じた際の検査を希望する場合には、あらかじめ同意書を提出してください。
- ② 体調不良を生じた児童生徒の申し出を受け、検査を実施する。
- ③-1 陽性だった場合
  - ・医療機関の医師が診療・診断を行い、患者と診断されれば、当該医療機関から保健所に届出が出される。
  - ・患者であるとの診断を受けた生徒は、保健所からの療養や入院等の指示に従う。当該陽性判明者は帰宅し、医師による診断で感染性がないとされ、かつ症状が軽快するまで療養を行う。
- ③-2 陰性だった場合
  - ・偽陰性の可能性もあることから、帰宅の上、医療機関を受診するとともに、症状が快癒するまで自宅待機を行う。

### 【留意事項等】

- ・お子さまの体調や状況等によって、保護者の方に迎えに来ていただくこともありますので、御了承ください。
- ・検査に係る費用は無料です。ただし、検査を受けるために登校することのないようにしてください。

#### 【担当】

教頭 嶋田 暢也

TEL 073-436-7755 FAX 073-436-7766